

# 財政の健全化に関する法律に伴う健全化判断比率

(単位：%)

平成19年6月に『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』が施行されたことにより、平成19年度決算から健全化判断比率の指標を公表することになりました。

|                 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 | 資金不足比率 |
|-----------------|--------|----------|---------|--------|--------|
| 早期健全化基準         | 15.0   | 20.0     | 25.0    | 350.0  | 20.0   |
| 財政再生基準          | 20.0   | 30.0     | 35.0    | —      | —      |
| 平成24年度<br>幌延町比率 | —      | —        | 11.7    | —      | —      |

健全化判断比率が早期健全化基準を1つでも上回ると財政健全化計画の策定が義務付けられます。また、財政再生基準を1つでも上回ると国の管理下で財政再建することとなります。

- ①実質赤字比率：普通会計（一般会計＋診療所会計）の実質赤字額が標準財政規模に占める割合
- ②連結実質赤字比率：普通会計と特別会計（国保・後期高齢・介護・簡水・下水道）の実質赤字額の合計額が標準財政規模に占める割合
- ③実質公債費比率：一般会計だけでなく、特別会計や一部事務組合の負担分も含む公債費（借入金の返済）が標準財政規模に占める割合
- ④将来負担比率：一般会計や特別会計及び一部事務組合の将来負担すべき負債（公債費や債務負担行為額及び職員の退職金など）が標準財政規模に占める割合
- ⑤資金不足比率（下水道、簡易水道）：公営企業の資金不足額（下水道・簡易水道：実質赤字額）が事業規模（営業収益－受託工事収益金）に占める割合

標準財政規模：地方税や譲与税など地方自治体の標準的な税収入と普通交付税や臨時財政対策債の合計額

## 平成24年度の幌延町財政健全化判断比率の状況

- ①実質赤字比率：一般会計・診療所会計とも赤字決算とならなかったため該当しません。
- ②連結決算赤字比率：各会計に赤字額や資金不足額が発生していないため該当しません。
- ③実質公債費比率：国の示す早期健全化基準を下回り、健全性を維持しています。
- ④将来負担比率：将来負担すべき負債額が負債額に充当可能な財源を下回っているため該当しません。（充当可能な財源：簡易水道以外の基金残高、公営住宅料、放牧料、公債費残高に伴う普通交付税算入額）
- ⑤資金不足比率：公営企業に資金不足額が発生していないため該当しません。

## 平成24年度決算

### 幌延町の電源三法交付金の使い道

- ①電源立地地域対策交付金 **1億6,872万6,708円**
- 幌延町立診療所運営事業 . . . . . 100,000,000円
  - 幌延町保健センター運営事業 . . . . . 10,000,000円
  - 幌延町立保育所運営事業 . . . . . 20,000,000円
  - 北留萌消防組合幌延支署運営事業 . . . . . 38,726,708円

※福祉サービス充実のため、幌延町立診療所・幌延町保健センター・幌延町立保育所・北留萌消防組合幌延支署の職員人件費に、それぞれ電源立地地域対策交付金を充当しています。

- ②広報・調査等交付金 **318万6,405円**
- エネルギー関連施設見学会 . . . . . 1,932,574円  
（参加人数：小中学生25人、引率職員5人 見学先：泊村他）
  - 研修・資料収集整理・広報・連絡調整等 . . . . . 1,253,831円

※原子力発電と深地層研究施設に関する知識の普及に関する調査及び研修並びに連絡調整に関する事業に広報・調査等交付金を充当しています。